

平成27年(ワ)第13029号, 第23567号

TPP交渉差止・違憲確認等請求事件

原告 原中勝征 外1581名

被告 国

原告第17準備書面

(TPPが金融サービスに与える影響について)

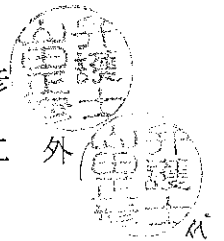
平成28年7月13日

東京地方裁判所民事第17部合議B係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 山田 正彦

弁護士 岩月 浩二 外



本準備書面では、TPPが我が国の金融サービスに与える影響について、TPP協定案11章「金融サービス」を踏まえて、訴状に補充して主張します。

第1 はじめに

- 1 TPP (環太平洋パートナーシップ協定) において、原加盟4ヶ国シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイにより締結されたTPPの原形であるP4協定 (Pacific 4 Agreement) のときにはなく、後にアメリカが参加したときに追加されたものが、「投資」 (第9章) と「金融サービス」 (第11章) です。アメリカが、この分野を重視していることを示すものです。
- 2 TPPの金融サービス (第11章) の関係では、その特徴、また懸念される点

は、まず第1に、TPPは金融危機の防波堤にはなりえず、むしろTPPには同危機を招来させる要素が散見されます。同要素の筆頭は各国政府による「マクロ・プルーデンシャル措置」が巧みなTPP文言により事実上行使できなくなる点に見出されます。

- 3 次に2番目の懸念は、FTAの歴史上初めて、「金融サービス」において、「ISD条項」の適用があり、金融機関がこれまでのFTA以上に保護される形態が採用されたことにあります。
- 4 「金融サービス」章は条文数こそ少ないですが、TPP全体の中で最も重要な章です。この章のあり方次第で次の金融危機の中身が大きく変わるともいわれています。

第2 TPP金融サービスの章の概要

1 マクロ・プルーデンシャル措置について（11・11条）

(1) マクロ・プルーデンシャル措置とは、金融危機に陥った際に、消費者や国民生活を守るために政府が行なう金融安定化対策のことをいいます。

1997年に発生したアジア通貨危機に際してマレーシア政府（マハティール首相、当時）がヘッジファンドに対抗してとった独自の「資本取引規制・固定相場制」や、世界金融危機以後、アメリカのドッド・フランク法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act、ウォール街改革および消費者保護法）などが、その例です。ドッド・フランク法とは2010年7月オバマ大統領の署名により成立した米国の金融規制改革法で「金融機関の説明責任と透明性を向上させることで金融安定性を促進し『Too Big To Tail（大きすぎて潰せない）問題』を終わらせ、新たな金融危機を防止すること」を目的とする法律です。

このように、世界では世界金融危機以降、マクロ・プルーデンシャル措置が、より重視されるようになってきています。

(2) そして、「金融サービス」第11章の中で、マクロ・プルーデンシャル措置
に
関係して一番重要な条文は第11・11条の例外規定です。

にもかかわらず、この点、2015年11月5日に発表された、「環太平洋
パートナーシップ協定の全章概要」における、日本政府による本条の説明は、
以下のようにわずか数行でした。

記

「本章等の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置
を採用し、又は維持することを妨げられないこと等を規定」。

しかし、後述のとおり、第11・11条のアメリカ通商代表部（USTR）の
TPPに関するテキストを分析すると、上記の政府の説明と反対の結果となりま
す。

(3) 11・11条の解釈について

① 第1項について

11・11条の第1項の本条の冒頭は、USTRのテキストを要約して
も、以下のように長いです。

「締約国はプルーデンシャル理由に基づく措置の採用又は維持を妨げら
れない。この措置には金融機関又は越境金融サービス提供者が受託者義務
を負う投資家、預金者、証書保有者を保護するための、又は金融システム
の信認性と安定性確保のためのものが含まれる。もし同措置が本協定上の
諸規定に合致しない場合、同措置は同諸規定の下での締約国の責務及び義
務を回避する手段として用いられてはならない。」

上記の文章を分解すると、まず、第1文でプルーデンシャル措置を認める
体裁をとり、第2文で同措置にはミクロとマクロの双方が含まれることが分

かります。

他方、第3文が重要ですが、その内容は同措置を躊躇させる文言となっています。この意味は著しく大きいです。すなわち同措置はそれがT P P協定上で締約国に課された義務を損なう場合には行使できないとします。ここでの「課された義務」は実際には著しく広範囲に及ぶものであり、結果的に同措置を断念にも匹敵する形で躊躇を決断させるに至るものです。

② 第2項について

第2項は「本章、投資章、越境貿易章、電気通信章、電子商取引章などは公的機関による金融及び信用政策、又は為替政策の遂行過程での非差別措置に適用されてはならない。なお、以上は締約国の責務（投資章での履行要件（9.10条））に影響を与えない」と規定されています。

この点も、次のように分解されます。第1文は、公的機関による金融などの政策、つまりプルーデンスル措置を含む政策が上記5章での非差別措置に適用されるのを禁止します。つまり非差別措置はそのままの形態で実行しなければなりません。

第2文は、投資章で締約国に課された履行要件についてもそのままの形態で実行しなければならないこととなります。

③ 第3項について

次に第3項は、「締約国は本章9.9条（資金移動）、10.12条（支払い及び資金移動）の例外として、金融機関又は越境金融サービス提供者の安全、健全性、品格性又は金融責務の諸措置につき衡平、非差別、誠実性を適用することにより、金融機関又は越境金融サービス提供者からそのアフィリエイトなどへの資金移動を遮るか又は制約しても良い。以上は締約国が資金移動を許可するという本協定の諸規定を損なわない」と規定されております。

ここでは金融機関からその金融関連事業者への資金移動（例：金融現地法

人から本国法人への送金) などにつき、それを遮断又は制約する権限を認めつつも、この権限行使には衡平、非差別、誠実性が考慮されるとともに、同時に資金移動許可原則に服するとしています。言い換えれば、資金移動許可原則という大枠の中で資金移動制約が認められる場合もあり得ると解されているわけです。

④ 第4項について

最後は「締約国は、本章に矛盾しない法又は規則を遵守させるための必要な諸措置を（中略）同措置が締約国間での独断又は正当化されない差別にならない限り、適用又は執行することを妨げられない（後略）」と規定されています。

これは11.11.1条から11.11.3条までに盛り込まれなかった諸措置につき現地当局からの介入を認める体裁をとっています。しかしここでも同じく、「本章に矛盾しない」、「独断又は正当化されない差別にならない限り」などの条件が付されています。これは現地当局に不利に、金融機関に有利に機能する結果を生みます。

(4) 第11・11条の解釈の結果

- ① このように第11・11条は2008年の世界金融危機以後に各国が積極的に導入してきたマクロ・プルーデンシャル措置を事実上行使できなくなるような条項となっています。確かに、原則としてはTPPの第11・11条の条文は、同措置を認めるような条項になっていますが、しかし、第1項の第3文等の結果、事実上、原則と例外がひっくり返され、結果として同措置を断念させるようになっています。

これは、上記の政府の説明と相反するものです。

- ② この結果、TPPにおいて、事実上、同措置が行使できなくなると、自国の金融システムを守る規制が働かなくなります。

TPPの根本思想は、資金の流れを、国境の壁を取り払い、阻害されることなく自由に流動させるという新自由主義にあります。それは、ウォール街のメガ金融グループ（シティバンク、JPモルガンチェース、ゴールドマンサックスら）の願望が実現されたものです。

この結果、各国に国際金融資本の資金が流入してバブルをつくり、収奪して出て行く弊害が、よりいっそう強まります。加えて再び金融危機が引き起こされる危険性も指摘されています。

アメリカの一般国民にもその影響は及び、ドッド・フランク法が形骸化され金融システムが破壊される危険性があります。この点が民主党の大統領候補に名乗りをあげているバーニー・サンダース上院議員や行動をともにしているエリザベス・ウォーレン上院議員らがTPPに強く反対している理由です。

2 「金融サービス」とISD条項

(1) また、TPP交渉過程で最も議論になったテーマの1つに、本件訴訟において繰り返し指摘されている「ISD条項」があります。この条項は、基本的に「投資」（第9章）に規定されていましたが、TPPにおいては歴史上初めて「金融サービス」にも適用されるに至りました（第11・2条）。

(2) そして、ISD条項の「取り扱いの最低基準（Minimum Standard of Treatment、MST）」（第9・6条）の「公正衡平待遇義務（Fair and Equitable Treatment、FET）」が金融サービスにも適用されることが明示されました。その結果、この分野においても外国人投資家が協定違反を主張する際には締約国はISD条項で提訴されるリスクにさらされることとなりました。

この点は、日本よりも先にISD条項が含まれている米韓FTAを締結した韓国で、この萎縮効果（chilling effect）により、国家全体の利益や、国内

の産業の保護等のための政府の政策が、多数、断念させられております。

第3 TPP金融サービスの章における問題点 ～ ウォール街の狙い

1 このようなTPP「金融サービス」の章に関するアメリカ、ウォール街を中心とする勢力の日本に対する狙いは、ゆうちょ・かんぽ資金・約270兆円（推計）や、JA共済の資金・約50兆円（推計）などの共済資金にあります。共済については、実際、在日米国商工会議所（ACCJ）が「共済等と金融庁監督下の保険会社の間には平等な競争環境の確立を」（Ensure a Level Playing Field between Kyosai and FSA-Regulated Insurance Companies）という意見書を提言しています。さらに、日本企業の約300兆円（推計）の内部留保資金も、同勢力の日本に対する狙いとして視野に入っています。さらに、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の「年金マネー」や、日本銀行の金融緩和の資金の「日銀マネー」もターゲットに入っているという指摘もあります。

2 この点、さらに、今回、金融サービスの章だけではなく、国有企業章（17章）を合わせ読みますと、国有企業章の隠された真の意味は民営化でしたが、とりわけ、本年2月に来日されたTPP問題の世界第一人者の国際研究者であるサーニャ・リード・スミス氏と一緒にいた際に、サーニャ氏が一番、驚かされていたことが、TPPの全体の付属文書IVにおいて、実質的に唯一日本だけが留保を出していないことでした。

例えば、アメリカでさえ、世界金融危機のときに話題になった連邦住宅金融抵当公庫（フレディー・マック）、連邦住宅抵当公庫（ファニー・メイ）という政府援助法人等を留保したり、また、ブルネイであれば、同国は石油の資源国なので、そのような産業を留保しているわけで、他国も全く同様ですが、しかし、日本だけが、この留保が1つもないのです。

日本でフレディー・マック等に相当するのは、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、日本

政策金融公庫等ですが、それについて留保がないということは、これらを民営化して、外国資本の傘下になっても構わないということの意味していると考えられます。

そして、これらの資金が日本国内から国際市場に流出すれば、日本社会のより一層の貧困化が進むことは必至です。

- 3 そして、これらの共済資金、日本企業の内部留保資金、年金・日銀マネーがアメリカから狙われているのは、まさに、平成17（2005）年ころに小泉純一郎総理大臣（当時）が進めた郵政民営化の背景にある「年次改革要望書」において、郵便貯金、簡易保険の資金がアメリカから狙われていたのと、全く同様です。

年次改革要望書の正式名称は、「日米規制改革および競争政策イニシアティブに基づく要望書」（The U.S.-Japan Regulatory Reform and Competition Policy Initiative）となっています。そして、この「年次改革要望書」は、平成5（1993）年の宮沢・クリントン両首脳の合意を契機として、翌年、第1回「年次改革要望書」を作成・発行され、その後、同年から平成21（2009）年に廃止されるまで15年間にわたり継続されてきました。この中には、「通信」、「情報技術」等の個別産業分野から一国の立法、行政、司法に及ぶあらゆる分野に関して、なまなましい要求事項が網羅されていました。

そして、上記のTPP金融サービスの章における問題点、すなわち、それは、アメリカ・ウォール街の狙いに鑑みても、その内容は郵政民営化による郵便貯金、簡易保険の資金の収奪という「年次改革要望書」の路線の延長にあり、また、そのバージョン・アップ版とでもいうべきものです。それ故、TPPが実質的に日米FTAと言われるゆえんです。

このように、TPPはこれまでの年次改革要望書等の背景にある新自由主義、構造改革の集大成とでもいうべきものなのです。

以上